

千葉県工業生産動態統計調査規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

千葉県工業生産動態統計調査規則（以下「規則」という。）では、本県の工業生産の動態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るため、千葉県工業生産動態統計調査に関し必要な事項を定めています。

この規則では、調査対象の生産品目を別表で定めていますが、変動する経済情勢を的確に反映させるため、生産品目を見直し、規則の一部を改正しようとするものです。

なお、今回の品目の見直しを踏まえ、千葉県工業生産動態統計調査で得られた結果等を基に作成している千葉県鉱工業指数についても、平成27年基準から令和2年基準への改定作業（5年に1度）を行います。

2 改正内容

- (1) 調査対象品目の「船舶」「合板」を削る。
- (2) 調査票等を電磁的記録による保存を可能とする。

3 施行期日

令和6年3月29日（予定）